

令和2年8月26日
放送大学学園財務部経理課

「放送大学学園の土地の一部の売却の支援に係る提案募集について」
(令和2年8月20日付け公告)の公募要領の補足について

「放送大学学園の土地の一部の売却の支援に係る提案募集について」(令和2年8月20日付け公告)の公募要領について、下記のとおり補足します。

記

1. 「6. 選定方法等」の補足について

「(2) 審査基準」に記載する「別添に定めた審査基準」について、公募要領の別添資料として「放送大学学園の土地の一部の売却に係る支援業者審査基準」を追加します。

2. 「9. その他」の補足について

本件に対する質問書の提出については以下のとおりです。

- (1) 様 式 指定なし
- (2) 提出期限 令和2年8月28日(金) 17時(必着)
- (3) 提出方法 紙媒体または電子媒体
- (5) 提出先 〒261-8586 千葉県美浜区若葉二丁目11番
放送大学学園財務部経理課財産管理係
E-mail zaisann@ouj.ac.jp
- (6) その他 質問に対する回答書は放送大学学園ホームページに掲載するとともに、参加表明者等に対し、電子メールで周知します(9月4日(金)予定)。

放送大学学園の土地の一部の売却に係る支援業者審査基準

I. 目的

放送大学学園が所有する花見川固定局土地の売却を円滑に推進するための企画提案を募集し、業務に対する取り組み、業務遂行能力、業務に関する実施計画等から優れた提案を選定するため、審査基準を定めることを目的とする。

II. 選定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高かった提案者を契約予定者として選定する。

III. 審査内容

企画提案書に基づき、本学園に設置された放送大学学園の土地の一部の売却に係る支援業者選定委員(以下、「選定委員」という。)において審査を実施する。

IV. 評価方法

1. 評価は下記の各項目について次の評価基準による 5 段階評価とし、各選定委員が各々評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。
2. 各選定委員の評価のうち、ひとつでも評価基準の「劣っている」と評価された者は、選定しない。
3. 最高得点が二者以上ある場合には、選定委員により協議し選定する。

【評価基準】

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1. (1)	15	15	12	8	4	1
1. (2)	5	5	4	3	2	1
1. (3)	5	5	4	3	2	1
1. (4)	5	5	4	3	2	1
2. (1)	25	25	19	13	7	1
3. (1)	5	5	4	3	2	1
3. (2)	15	15	12	8	4	1
3. (3)	25	25	19	13	7	1
	100					

【評価項目】

1. 業務に対する取り組み(30点満点)

(1) 業務の実施体制(15点)

- ① 業務遂行に十分な体制を確保できるか。
- ② 業務を遂行する責任者および主担当者が明確になっているか。
- ③ 人的資源については、資格(宅地建物取引主任者)・経験(5年以上)・実務担当者数が明確に記載されているか。
- ④ 本学園との連絡窓口は確保されているか。

(2) 中立性の確保(5点)

- ① 利益相反の防止が十分であるか。
- ② 業務遂行にあたり中立性の確保に十分留意しているか。

(3) コンプライアンス遵守体制・情報管理体制(5点)

- ① 法令遵守について社内規定が定められているか、チェック機能が働いているか。
- ② 社内での情報管理体制が明確にされているか。

(4) 問い合わせや苦情等への対応(5点)

- ① 対応する部署等は明確になっているか。
- ② 問い合わせを本学園へ報告する体制になっているか。
- ③ 未然防止策が提示されているか。

2. 業務遂行能力(25点満点)

(1) 千葉市または隣接市における土地売却の仲介(媒介)業務または支援業務の受託実績。(25点)

- ① 千葉市または隣接市(習志野市、市原市、四街道市、八千代市、八街市、大網白里市、)における土地売却の仲介・業務委託受託実績のうち、仕様書にある当該物件(土地)と類似する土地について、どのような手法で業務を遂行したか。

3. 本件業務に関する実施計画等(45点満点)

(1) 売却手続に関する手順とスケジュールの提案(5点)

- ① 売却手続にあたり実施すべき項目が明示されているか。業務遅延につながる課題を把握した具体的なスケジュールになっているか。

(2) 優良買主の探索方法、入札参加希望者の資力・信用力の審査方法(15点)

- ① 優良買主確保の具体策の提示があるか。
- ② 入札参加希望者の資力・信用力の具体的な判別方法を持っているか。

(3) 想定売却可能価格の検証方法の明示及び物件を高額に売却する手法の提案(25点)

- ① 想定売却可能価格の検証方法を明示し、物件を高額で売却する方法の提案がされているか。